



須坂都市計画道路の変更案を縦覧します ～都市計画の案についての意見を募集します～

須坂都市計画道路の変更案について、都市計画法の規定に基づき以下のとおり「縦覧」しますので、ご意見のある方は意見書の提出をお願いします。

- 縦覧期間 令和5年7月19日(水)～8月1日(火)
※土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
- 縦覧場所 長野県建設部都市・まちづくり課
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 (TEL:026-235-7298)
長野県須坂建設事務所整備課
須坂市大字須坂字中縄手1699-11 (TEL:026-245-4493)
須坂市役所まちづくり推進部まちづくり課
須坂市大字須坂1528-1 須坂市役所本庁舎3階 (TEL:026-248-9007)
- ご意見をお聴きする都市計画案の内容
・須坂都市計画道路の変更【長野県決定】
3・5・3号駅前線(一部区域の変更)
3・4・4号山田線(一部区域の変更)

<意見書の提出について>

- 意見書の提出期間：7月19日(水)～8月1日(火)
- 意見書の提出、問合せ先
上記2の縦覧場所と同じ
- 意見書提出に係る留意事項は、別紙をご覧ください。
- 詳細については、県ホームページ(以下のURL)をご覧ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/keikaku/tetsuzuki/index.html>

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)
担当 都市・まちづくり課
まちなみ整備係 松林、原
電話 026-235-7298
内線 3361、3363
電子メール toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

意見書提出に係る留意事項

- ◆意見書を提出される方は、縦覧場所又は県ホームページにある「意見書」に意見の概要をご記入の上、意見書の提出期間内に持参又は郵送してください。(持参の場合は、提出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限り
ます。)
- ◆ファクシミリ、電子メールによる提出はできませんのでご了承ください。
- ◆提出された意見書の要旨は、縦覧後に行われる「長野県都市計画審議会」の資料として提出
します。また、個人のプライバシーに配慮した上で、公表することもありますのでご了承
ください。